

各種経済連携協定に基づくセーフガードの輸入基準数量等【豚肉】

[令和3年度]

1. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP(TPP11)）

①オーストラリア (単位：トン)

	輸入基準数量 数量 (A)	輸入数量			差分 (A-B)	
		年月	数量	累計 (B)		
令和3年度	807	3年4月	67	67	740	
		5月	85	152	655	
		6月	34	186	621	
		7月	54	240	567	
		8月	33	273	534	
		9月	42	315	492	
		10月	30	345	462	
		11月	30	375	432	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

②カナダ (単位：トン)

	輸入基準数量 数量 (A)	輸入数量			差分 (A-B)	
		年月	数量	累計 (B)		
令和3年度	273,815	3年4月	21,661	21,661	252,154	
		5月	20,067	41,728	232,087	
		6月	18,172	59,900	213,915	
		7月	17,974	77,874	195,941	
		8月	18,814	96,688	177,127	
		9月	22,435	119,123	154,692	
		10月	17,887	137,010	136,805	
		11月	18,425	155,435	118,380	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

③シンガポール (単位：トン)

	輸入基準数量 数量 (A)	輸入数量			差分 (A-B)	
		年月	数量	累計 (B)		
令和3年度	0	3年4月	0	0	0	
		5月	0	0	0	
		6月	0	0	0	
		7月	0	0	0	
		8月	0	0	0	
		9月	0	0	0	
		10月	0	0	0	
		11月	0	0	0	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

④ニュージーランド (単位：トン)

	輸入基準数量 数量 (A)	輸入数量			差分 (A-B)	
		年月	数量	累計 (B)		
令和3年度	0	3年4月	0	0	0	
		5月	0	0	0	
		6月	0	0	0	
		7月	0	0	0	
		8月	0	0	0	
		9月	0	0	0	
		10月	0	0	0	
		11月	0	0	0	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

⑤ベトナム (単位：トン)

	輸入基準数量 数量 (A)	輸入数量			差分 (A-B)	
		年月	数量	累計 (B)		
令和3年度	0	3年4月	0	0	0	
		5月	0	0	0	
		6月	0	0	0	
		7月	0	0	0	
		8月	0	0	0	
		9月	0	0	0	
		10月	0	0	0	
		11月	0	0	0	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

⑥ペルー (単位：トン)

	輸入基準数量 数量 (A)	輸入数量			差分 (A-B)	
		年月	数量	累計 (B)		
令和3年度	0	3年4月	-	-	-	
		5月	-	-	-	
		6月	-	-	-	
		7月	-	-	-	
		8月	-	-	-	
		9月	0	0	0	
		10月	0	0	0	
		11月	0	0	0	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

⑦メキシコ (単位：トン)

	輸入基準数量 数量 (A)	輸入数量			差分 (A-B)	
		年月	数量	累計 (B)		
令和3年度	121,501	3年4月	12,167	12,167	109,334	
		5月	9,329	21,496	100,005	
		6月	10,416	31,912	89,589	
		7月	9,554	41,466	80,035	
		8月	10,187	51,653	69,848	
		9月	9,299	60,952	60,549	
		10月	9,196	70,148	51,353	
		11月	10,041	80,189	41,312	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

資料：税関「セーフガード対象品目の輸入数量等の公表」

注：それぞれの協定対象国からの輸入数量が令和3年度の輸入基準数量※を超えた場合、当該年度末までの従価税が3.4%に引き上げられる。

※輸入基準数量は、過去3カ年度の最高輸入量（令和3年度は全輸入量）に年度ごとの割合（令和3年度は116%）を乗じた値。

なお、TPP11については国別、日欧EPAについてはEU全体で設定。

※令和3年9月19日よりペルー共和国がTPP発効。

## 2. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日欧EPA）

欧州連合

（単位：トン）

	輸入基準 数量 (A)	輸 入 数 量			差分 (A-B)	
		年 月	数 量	累 計 (B)		
令和3年度	380,267	3年4月	33,562	33,562	346,705	
		5月	18,794	52,356	327,911	
		6月	19,916	72,272	307,995	
		7月	23,023	95,295	284,972	
		8月	26,604	121,899	258,368	
		9月	21,270	143,169	237,098	
		10月	28,159	171,328	208,939	
		11月	27,770	199,098	181,169	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

資料：税関「セーフガード対象品目の輸入数量等の公表」

注：輸入数量が令和3年度の輸入基準数量※を超えた場合、当該年度末までの従価税が3.4%に引き上げられる。

※輸入基準数量は、過去3カ年度の最高輸入量（令和3年度は全輸入量）に年度ごとの割合（令和3年度は116%）を乗じた値。  
 なお、TPP11については国別、日欧EPAについてはEU全体で設定。

### 3. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（日米貿易協定）

アメリカ合衆国

(単位：トン)

	輸入基準 数量 (A)	輸 入 数 量			差分 (A-B)	
		年 月	数 量	累 計 (B)		
令和3年度	299,978	3年4月	27,472	27,472	272,506	
		5月	19,663	47,135	252,843	
		6月	23,237	70,372	229,606	
		7月	21,193	91,565	208,413	
		8月	19,188	110,753	189,225	
		9月	17,951	128,704	171,274	
		10月	18,159	146,863	153,115	
		11月	18,435	165,298	134,680	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

資料：税関「セーフガード対象品目の輸入数量等の公表」

注：輸入数量が令和3年度の輸入基準数量※を超えた場合、当該年度末までの従価税が3.4%に引き上げられる。

※輸入基準数量は、過去3カ年度の最高輸入量（令和3年度は全輸入量）に年度ごとの割合（令和3年度は116%）を乗じた値。

4. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）

英国

（単位：トン）

	輸入基準数量 (A)	輸入数量			差分 (A-B)	
		年月	数量	累計 (B)		
令和3年度	381,129	3年4月	33,635	33,635	347,494	
		5月	18,817	52,452	328,677	
		6月	19,965	72,417	308,712	
		7月	23,047	95,464	285,665	
		8月	26,628	122,092	259,037	
		9月	21,294	143,386	237,743	
		10月	28,159	171,545	209,584	
		11月	27,794	199,339	181,790	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

資料：税関「セーフガード対象品目の輸入数量等の公表」

注：輸入数量が令和3年度の輸入基準数量※を超えた場合、当該年度末までの従価税が3.4%に引き上げられる。

※輸入基準数量は、英国及びEUからの過去3カ年度の最高輸入量（令和3年度は全輸入量）に年度ごとの割合（令和3年度は116%）を乗じた値。  
 ※輸入数量は、英国及びEUからの輸入量。

豚肉等に係る特別緊急関税【SSG：特別緊急関税措置】

①世界全体

(単位：トン)

	輸入基準 数量 (A)	輸入数量			差分 (A-B)	
		年月	数量	累計 (B)		
令和3年度	995,274	3年4月	99,527	99,527	895,747	
		5月	71,774	171,301	823,973	
		6月	75,848	247,149	748,125	
		7月	75,207	322,356	672,918	
		8月	78,950	401,306	593,968	
		9月	74,710	476,016	519,258	
		10月	78,362	554,378	440,896	
		11月	79,236	633,614	361,660	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

②協定対象外

(単位：トン)

	輸入基準 数量 (A)	輸入数量			差分 (A-B)	
		年月	数量	累計 (B)		
令和3年度	105,211	3年4月	1,553	1,553	103,658	
		5月	1,204	2,757	102,454	
		6月	1,431	4,188	101,023	
		7月	1,079	5,267	99,944	
		8月	1,310	6,577	98,634	
		9月	1,225	7,802	97,409	
		10月	1,697	9,499	95,712	
		11月	1,959	11,458	93,753	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

資料：税関「セーフガード対象品目の輸入数量等の公表」

注：当該年度の世界全体及び協定対象外（TPP11や日欧EPA、日米貿易協定等の税率で輸入されたもの以外）の輸入数量について、いずれも輸入基準数量※を超えた場合、輸入基準数量を超過した月の翌々月の初日から当該年度末までの関税率が、通常適用されている関税に1/3上乗せした税率まで引き上げられる。

※令和3年度の輸入基準数量は、輸入品の市場占拠率に応じて過去3年間の平均輸入量の105%に国内消費の変動量を加除した値。